●差額券の交換対応(案)

〔目的〕

✔令和6年1月から差額券の制度を廃止することに伴い、市民が既に購入した差額券について、<u>本来、買う必要がなかった+使途が完全に無くなる</u>ことに対し、市民が得られたであろう利益を保護する。

[対応方針]

- ●R6年1月以降、差額券の貼付を全て不要とすることにあわせて、差額券の交換対応を行う
- ①ごみ袋との交換とし、差額徴収など、現金を一切扱わない
- ②等価交換を基本とし、端数の10円・20円等は、30円の倍数毎とみなす(切り上げ)
- ③市民に交通費や郵送費の負担を一切させないように配慮する

[イメージ]



















- ①市民から電話で受け付け
- ②必要な情報を確認(リスト管理)
- ③返信用封筒を入れて申請書を市民に郵送

- ④市民から申請書と差額券をセットで市役所に郵送
- ⑤申請内容を確認後、ごみ袋を市民に郵送

- ●令和6年2月以降、当面の間、交換期間を設けることから、電話⇔郵送での対応を基本とする。
- ※上記のほか、市役所環境課等の窓口にて、対面による交換対応も常時可能とする